

令和7・8年度（2025・2026年度） 芳賀地区広域行政事務組合 入札参加資格審査申請書提出要領 （建設工事）

芳賀地区広域行政事務組合が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方は、この要領により申請してください。

本組合に建設工事の入札参加資格審査申請をしようとする方のうち、構成市町（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）に入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査の結果、令和7・8年度についての資格要件を満たした方は、本組合の名簿に登載されたものと見なします。したがって、構成市町へ建設工事の入札参加資格審査申請を行った方は本組合への提出は不要です。

1 資格申請要件

次のいずれかに該当する方は、入札参加資格審査の申請をすることができません。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない方
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する方
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められ、その事実があった後2年を経過していない方
- (4) 審査基準日が、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの経営に関する事項の審査を受けていない方、又は経営事項審査を受けている方で許可行政庁から総合評定値（P）の通知（ただし、新基準に限る）を受けていない方
- (5) 国税及び構成市町（真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町）の市税・町税に未納のある方
- (6) 申請者、申請者の役員、申請者の使用人である者及び申請者の経営に事実上参加している者が、構成市町（真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町）の各市町暴力団排除条例に規定される暴力団、暴力団員等又は密接関係者である方
- (7) 次に定める届出の義務を履行していない方（当該届出の義務がない方を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 資格の有効期間

令和7年（2025年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

3 提出方法等

- (1) 提出期間
令和7年1月14日（火）から令和7年2月14日（金）まで
※郵送の場合は消印有効
- (2) 提出方法
郵送又は芳賀地区広域行政事務組合総務課へ直接持ち込みとします。持ち込みの場合は郵送と同様の状態で提出してください。
※持ち込みの受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒321-4415

栃木県真岡市下籠谷4412番地

芳賀地区広域行政事務組合 総務課 庶務企画係

(4) 受付票の送付について

申請書を受付したことをお知らせするため、返信用封筒又は葉書により受付票を郵送します。

4 提出書類等

(1) 提出書類等は、次の表に従いA4版で作成してください。

(2) 公的機関が発行する証明書等は、申請日の3カ月以内に発行されたものを提出してください。

○=必ず提出 △=必要に応じ提出

書類番号	提出書類	必須書類	作成方法等の説明	備考
1	入札参加資格審査申請書 (様式1-1、様式1-2)	○	記載要領に基づき作成	
2	年間委任状 (様式2)	△	入札や契約締結等について年間を通じて支店等に委任する場合のみ提出	
3	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	○	令和5年8月1日～令和6年7月31日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(新基準)の写し	
4	社会保険等の加入証明書類 (経営事項審査時点で未加入の方のみ)	△	経審結果通知書中の雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれかが「加入無」の場合や、申請までに有効な経審結果通知書が届いていない場合は、以下のいずれかの書類が必要 (雇用保険) ・最新の「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し ・「雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)」の写し (健康保険・厚生年金保険) ・最新の「領収証書」の写し ・「社会保険料納入証明(申請)書」の写し ・「資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し	
5	適用除外誓約書 (経営事項審査時点以降に社会保険等の適用除外となった方のみ) (様式3)	△	以下のいずれかに該当する方のみ提出 ①社会保険等の適用が除外される方で、申請時点で有効な経審結果通知書が手元にない場合 ②有効な経審結果通知書で、社会保険等の加入のいずれかが「無」であったが、入札参加資格審査申請時点で適用除外となった場合	

書類 番号	提出書類	必須書類	作成方法等の説明	備考
6	営業所一覧表	○	建設業許可申請書の営業所一覧表（別紙二）の写し	
7	工事経歴書 （様式4）	○	審査基準日の直前2年間の主な完成工事及び着工した主な未完成工事について	
8	誓約書（暴力団排除） （様式5）	○	記載要領に基づき作成	
9	技術職員名簿	○	経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿の写し	
10	商業登記簿謄本 又は身分証明書	○	法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は代表者の身分証明書	3カ月以内に発行のもの 写し可
11	国税の納税証明書	○	税務署で発行する納税証明書 法人：「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明（その3の3） 個人：「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明（その3の2）	3カ月以内に発行のもの 写し可
12	構成市町（真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町）の市税・町税等を完納していることの証明書	△	構成市町内に本店・営業所がある方は、直前1営業年度の市税・町税納税証明書（または完納証明書） 構成市町内に本店・営業所がない方の提出は不要	3カ月以内に発行のもの 写し可
13	建設業労働災害防止協会加入証明書	△	建設業労働災害防止協会に加入している方は、協会の発行する「協会に加入している旨の証明書」	3カ月以内に発行のもの 写し可
14	返信用封筒又は葉書	△	切手を貼った返信用封筒か葉書 ※郵送の場合のみ	

5 記載要領

別添の「申請書の記載要領（建設工事）」にしたがって書類を作成してください。

6 提出書類のファイル方法

- (1) 製本にはA4フラットファイル（とじ具に金具を使用していないもの、色の指定なし）を用い、書類番号順にとじ、表紙と背表紙に会社名、申請種別を記載してください。
- (2) 同じ方が建設工事以外の種別（測量・建設コンサル、物品製造・販売・委託）の入札参加資格審査申請を行う場合は、同一のファイルにとじ、表紙、背表紙に複数の申請種別を記載してください。

7 参加資格の決定について

参加資格を認定した方には、文書等での認定通知は行いませんのでご了承ください。
なお、資格なしとされた場合は、その結果を通知します。

8 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類に不備があるものは受付できません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、資格を承認しない又は資格を取り消すことがあります。
- (3) 国税・市税・町税へ滞納が確認された場合、滞納分の納付が確認されるまで競争入札参加の対象とならないことがあります。
- (4) 申請書提出後、記載事項に変更があった場合は、入札参加資格が有効になる令和7年4月1日以降に、変更届の手続きを行ってください。

※変更届出書は任意様式とします。